

事 務 連 絡
平成29年6月19日

各都道府県砂防主管部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局砂防部
砂防計画課地震・火山砂防室長

「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保
計画作成の手引き」について

平成28年8月の台風10号による災害等を踏まえ、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十一号）」施行により、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法という）」が平成29年6月19日に一部改正されたところです。今後、改正土砂災害防止法により、要配慮者利用施設の避難体制強化のため、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。避難確保計画を作成するに当たって参考となる「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成しましたので、別添のとおり送付します。

については、本手引きを貴管下の市町村に周知するとともに、本手引きを参考に土砂災害への避難体制の整備が図られるよう、積極的に支援いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担 当：国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官 山 本
地震対策係長 辻
電話：03-5253-8468、FAX：03-5253-1610